

税法上の優遇措置

賛助金または単発的な寄附金に対する税の減免措置が受けられます。

本財団に対する寄附金は、公益財団法人として税法上の特典があり、次のような税の減免措置が受けられます。

(1) 個人の場合(所得税)

- ・ 寄附金が2千円を超える場合には、減免措置が受けられます。
- ・ 税額控除の手続きは、「本財団発行の領収書」と「税額控除に係る証明書」を添えて、寄附した翌年の2月から3月の間に所轄税務署に確定申告書を提出していただくことになります。

制度の概要等

		所得控除	税額控除
制度の概要・特徴		・ 課税対象所得額からの控除。	・ 税額からの直接控除。 ・ 特に小口寄附者への減税効果が大きい。
控除額の 計算方法	計算式 上限規定	寄附金額 - 2,000円 ・ 対象となる寄附金額の上限は、 総所得金額の40%相当額とする。	(寄附金額 - 2,000円) × 40% ・ 対象となる寄附金額の上限は、 総所得金額の40%相当額とする。 ・ 控除税額の上限は、所得税額の 25%相当額とする。
確定申告時の添付書類		・ 領収書	・ 領収書 ・ 税額控除に係る証明書
備考		いずれかの控除方式を寄附者本人が選択する。	

「税額控除」方式の控除額の計算例

条件	寄附時期	平成24年5月8日以降
	寄附金額	10,000円(総所得金額の40%が上限)
	その他	本件以外に同様の寄附がないものとして計算
計算式	$(10,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = 3,200 \text{円}$	
控除税額	3,200円 この金額が所得税額の25%以下であれば控除税額として決定。	
備考	寄附金額10,000円のうち3,200円が戻る計算となる。	

(2) 法人の場合

公益財団法人に対する寄附金は、一般寄附金の損金算入限度額に相当する金額まで、一般の寄附金と別枠としてその事業年度の損金に算入されます。この場合、「本財団発行の領収書」が必要です。